高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、授業料相当額を支援するため、高等学校学び直しへの支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号）及び教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助の対象及び補助金の額）

第２条　この補助金は、三重県立高等学校条例（昭和 39 年条例第 46 号）第１条に規定する高等学校の生徒であって、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年４月１日文部科学大臣決定。以下「要綱」という。）第３条第１項各号の全てに該当する者のうち別表に掲げるものに対し、別表に掲げる額を、月を単位として、予算の範囲内において支給する。

（支給期間）

第３条　補助金の支給期間は、次の各号のとおりとする。

（１）全日制　12 月

（２）定時制及び通信制　24 月

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、受給資格認定申請書に国籍・在留資格を確認できる書類及び保護者等の課税証明書等（保護者等の課税証明書等は別表の区分二に規定する者に限る。）を添付して、在学する高等学校長に提出しなければならない。受給資格認定申請書の提出を受けた高等学校長は、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に受給資格認定申請者一覧を提出するものとする。

（交付の決定）

第５条　教育長は、前条の規定により受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、受給資格の認定を行い、受給資格の認定を受ける者（以下「受給権者」という。）が在学する高等学校長を通じて当該受給権者に通知するものとする。

２　前項において、受給資格の認定に併せて支給決定を行う場合は、受給権者が在学する高等学校長を通じて、当該受給権者に通知するものとする。

（届出等）

第６条　受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を在学する高等学校長を通じて、速やかに教育長に届け出なければならない。

２　受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに在学する高等学校長を通じて、国籍・在留資格等変更届を在学する高等学校長を通じて、教育長に提出しなければならない。

（１）国籍の変更があったとき

（２）在留資格の変更があったとき
（３）在留期間の更新があったとき

３　教育長は、前項の規定による国籍・在留資格等変更届の提出があった場合その他の場合において、受給権者が受給資格を満たさないと認めたときは、その旨及び当該受給権者に係る補助金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該受給権者であった者に対し、在学する高等学校長を通じて、通知しなければならない。

４　保護者等の収入の状況に関する事項の届出については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第 17 条の規定による届出の例による。

５　受給権者は、前項の届出について、収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付して、在学する高等学校長に提出しなければならない。収入状況届出書の提出を受けた高等学校長は、教育長に収入状況届出者一覧を提出するものとする。

６　教育長は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給決定を行う場合はその旨を、受給資格が消滅した場合はその旨を受給権者が在学する高等学校長を通じて、受給権者に通知するものとする。

（受給事由消滅の届出及び通知）

第７条　受給権者が在学する高等学校長は、受給権者が退学、除籍、転学等の理由により受給権が消滅したときは、受給資格消滅者一覧を作成し、教育長に提出するものとする。

２　教育長は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、受給資格が消滅した旨を当該受給権者であった者に対し、在学する高等学校長を通じて、通知しなければならない。

（授業料減免の通知）

第８条　受給者が在学する高等学校長は、受給権者の授業料を減免したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

（支給の停止、再開）

第９条　受給権者が休学した場合において、受給権者が支給停止申出書を在学する高等学校長に提出したときは、当該高等学校長は、支給停止申出者一覧を作成し、教育長に提出するものとする。

２　教育長は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、受給権者が在学する高等学校長を通じて、受給権者に通知するものとする。

３　支給停止の決定を受けた者が支給再開を希望するときは、支給再開申出書を在学する高等学校長に提出しなければならない。支給再開申出書の提出を受けた当該高等学校長は、支給再開申出者一覧を教育長に提出するものとする。

４　教育長は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給再開の決定及び変更支給決定（支給が初回の場合は、支給決定）を行い、受給権者が在学する高等学校長を通じて、受給権者に通知するものとする。

（支払いの一時差止め）

第 10 条　教育長は、受給権者が正当な理由がなく第６条第４項の規定による届出をしないときは、補助金の支払いを一時差し止めることができる。
２　教育長は、前項の規定により補助金の支払いを一時差し止めるときは、受給権者が在学する高等学校長を通じて、受給権者に通知するものとする。

（交付の変更）
第 11 条　受給権者の在学する高等学校長は、受給権者が第５条の規定により支給決定を受けた内容に変更がある場合は、教育長に補助事業見込報告を行うものとする。
２　教育長は、前項の規定により補助事業見込報告があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金の額を変更し、受給権者に通知するものとする。

（実績報告、額の確定及び支払い）
第 12 条　受給権者の在学する高等学校長は、受給権者の授業料に係る納付書（受給権者がすでに授業料を納付している場合を除く。次項において同じ。）及び補助金実績報告を、教育長が別に定める期日までに教育長に提出するものとする。
２　教育長は、前項の規定による納付書及び補助金実績報告の提出があったときは、それらに基づいて額の確定を行ったうえで補助金を支払い、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（その他）
第 13 条　この要領に規定する申請書等の様式及び補助金に関する事務処理の標準的な手順等については、教育長が別に定める。
２　前項のほか、この要領に定めのない事項については、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和６年４月１日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「取扱い通知」という。）の定めによるものとする。

附　則
この要領は平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要領は平成２７年３月１７日から施行する。
附　則
この要領は平成２７年１０月１日から施行する。
附　則
この要領は平成２８年３月１６日から施行する。
附　則
この要領は令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要領は令和４年４月２７日から施行する。ただし、第２条第２項の規定は、令和４年７月支給分以降から適用する。
附　則
この要領は令和６年２月１３日から施行し、改正後の高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領の規定は、令和５年４月１日から適用する。
附　則（令和７年７月１１日一部改正）

（施行期日）
第１条　この要領は令和７年７月１１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。
（令和７年度に限る特例）
第２条　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、第２条第１項中「第７号を除く」とあるのは、「第７号及び第８号を除く」と読み替えるものとする。
第３条　学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、高校生等臨時支援金交付要領（以下「臨時支援金交付要領」という。）第２条の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第２条第１項の額に、法第３条第２項第３号の適用を受けずに高等学校等就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第２条第１項に規定する学び直し支援金の額とする。
（臨時支援金の不支給）
第４条　学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要領第２条に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

附　則

この要領は、令和８年７月 13 日から施行し、改正後の高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領の規定は、令和８年４月１日から適用する。

別表

区分	補助の対象	補助金の額
一　新制度	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項に規定する者	取扱い通知に定める支給額
二　旧制度	旧法第３条第１項に規定する者（法第３条第１項に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第１の４の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）であって保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（区分三に規定する者を除く。）	取扱い通知に定める支給額
三　旧制度・令和８年３月31日時点で補助金の受給資格を有する者	令和８年３月31日時点で補助金の受給資格を有する者（区分一に規定する者を除く。）	取扱い通知に定める支給額
四	区分一、二又は三のいずれかの要件を満たす者のうち、第２条及び第13条第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するもの １　再入学後の高等学校における高等学校等就学支援金の支給期間、高校生等・新修学支援金の支給期間及び補助金の支給期間を通算した期間が36月（定時制・通信制課程にあっては48月）を超えるもの ２　補助金の全支給期間を通算した支給対象単位数が74を超えるもの ３　要綱第３条第１項第７号に規定する合計単位数が74を超えるもの ４　一の年度における高等学校等就学支援金と補助金の支給対象単位数を合算した単位数が30を超えるもの ５　月の途中の日（月の初日を除く日。以下同じ。）に、高等学校に入学、転学又は編入したもの	取扱い通知に定める再入学後の高等学校における高等学校等就学支援金の支給期間、高校生等・新修学支援金の支給期間及び補助金の支給期間を通算した期間若しくは支給対象単位数の上限を適用せず、又は要綱別表に定める支給対象月について月の途中の日に高等学校に入学、転学若しくは編入した月は当該月の初日から在学しているとみなして、取扱い通知に定める

		支給額により求めた額から区分一、二又は三の補助金を控除した額